

わたしもあなたも だれもが大切な存在  
～認め合い 支え合う 学びの場を、めざして～  
瀬戸市立のすべての子どもたちのいのち・心・体を大切にし、生き抜く力が育まれる  
学びの場をめざします。

## 1 いじめ防止に関する基本的な考え方

- いじめは基本的な人権を侵害する許されない行為です。また、いじめはすべての生徒に関わる問題であり、どの生徒も、被害者にも加害者にもなる可能性があります。これらの基本的な考え方をもとに、いじめを防止し、発生した場合には、早期に解消するように学校全体で組織的に取り組みます。

## 2 組織

いじめ・不登校対策委員会・・・校長、教頭、事務長、主幹、教務主任、  
校務主任、学年主任、いじめ不登校対策委員、  
生徒指導主事、養護教諭  
(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)

## 3 いじめの防止等に関する基本的な取り組み方

- いじめの防止
  - ・ 日常活動や行事において、好ましい人間関係を築き、他者理解を深め、互いの信頼関係を深めることのできる学級づくりを行います。
  - ・ 思考力、判断力、表現力を身につけた生徒を育成するために、基礎的・基本的な知識や技能の修得と確実な定着を図るための学習指導を行い、一人ひとりの生徒への学びの支援を行います。
  - ・ 情報モラル教育を継続して行い、メールやSNSの正しい利用と理解を深め、ネット上でのいじめの加害者・被害者とならないようにします。
- いじめの早期発見
  - ・ 学年を中心に生徒および学級の状況の情報を共有し、学年会、生徒指導委員会やいじめ・不登校対策委員会において、適切な対応や指導の検討を行い、対策を実行します。
  - ・ 「教育相談アンケート」を実施し、それを資料として生徒全員の個別面談を行います。
  - ・ 「学級集団アセスメント(Q-U)」を実施し、学級の生徒の実態を把握し、生徒の指導や援助の手がかりとします。
  - ・ 欠席日数が数日続いた生徒には、人間関係などのトラブルなどの要因があるかどうかを確認していきます。
- 家庭や地域との連携
  - ・ ホームページや通信などで、学校の様子や考え方を保護者や地域に向けて、積極的に発信し、理解と協力が得られるようにします。

## 4 いじめが発見された場合の対応

- 初動の対応
  - いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、いじめ・不登校対策委員及び学年主任に報告し、組織的に対応にあたります。
- いじめ・不登校対策委員会の協議
  - いじめ・不登校対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を検討し、いじめか否かを判断します。いじめと判断した場合は、組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議します。
- 実態把握・解消に向けての対応
  - 協議の結果を受けて、いじめ・不登校対策委員会は、実態把握・解消に向けて組織的に対応します。
- 事後の支援
  - 被害生徒についても加害生徒についても、必要に応じてスクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカーの援助のもと、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認し、事後のケアに努めます。

## 5 重大事態への対応

- 重大事態の定義
  - いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
  - いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- 重大事態への対応
  - 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
  - 瀬戸市いじめ防止基本方針に従って、教育委員会の指示のもと、適切な対応に努めます。
- 学校による調査
  - 教育委員会の指示のもと、いじめ・不登校対策委員会を母体として、学校評議員、P T A役員、学校医などの学校職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置します。
  - 教育委員会の指示のもと、生徒・保護者へのアンケート調査を実施し真相を究明します。

## 6 その他

- 教員は「学級集団アセスメント」の理解や活用、発達障害の生徒への理解と対処、望ましい集団活動の指導法などについて定期的に研修を行います。
- 毎月の月初めに前月のいじめの報告書を市教育委員会に提出します。
- いじめ防止については、4月に年度計画を立て、学期ごとにいじめ・不登校対策委員会で協議を行うものとします。
- 学校評価アンケートにいじめ防止等に係る項目を設け、P D C Aサイクルによる検証に努めます。